

「共同住宅・集合住宅」に関する水道料金制度について

北九州市上下水道局
(令和2年4月改訂版)

共同住宅制度

3階以上の建物に受水槽を設置して給水している場合で、次の基準に適合したものについて、各戸ごとに検針し、水道料金をお支払いいただく制度です。

【共同住宅制度の適用となる建物の仕様】

建物の中に住宅(専用)が6戸以上ある場合(店舗等非住宅の戸数は含みません)で、受水槽から各戸に給水するために設けられた給水設備が、上下水道局が定める「給水装置の構造及び材質基準」及び「直結式給水施行要綱」に適合し、各戸ごとに局の指定する水道メーターが取り付けられている場合に限りです。

◎申請前の設備設置・改修等の打ち合わせ

共同住宅制度の適用を受けるには、受水槽から給水栓までの施設を上下水道局が定める「給水装置の構造及び材質基準」及び「直結式給水施行要綱」に適合させ、且つ局指定の水道メーターを取り付けていただくこととなりますので、これらの設備を設置・改修される場合は、必ず事前に上下水道局東部または西部工事事務所と打ち合わせをし、事前協議書を提出してください。

◎制度申請に係る手続き

共同住宅制度の適用を受けるには、建物の所有者または各水道使用者の中から選定された総代人から「共同住宅制度適用(変更)申請書」を提出していただき、承認を受けることが必要です。

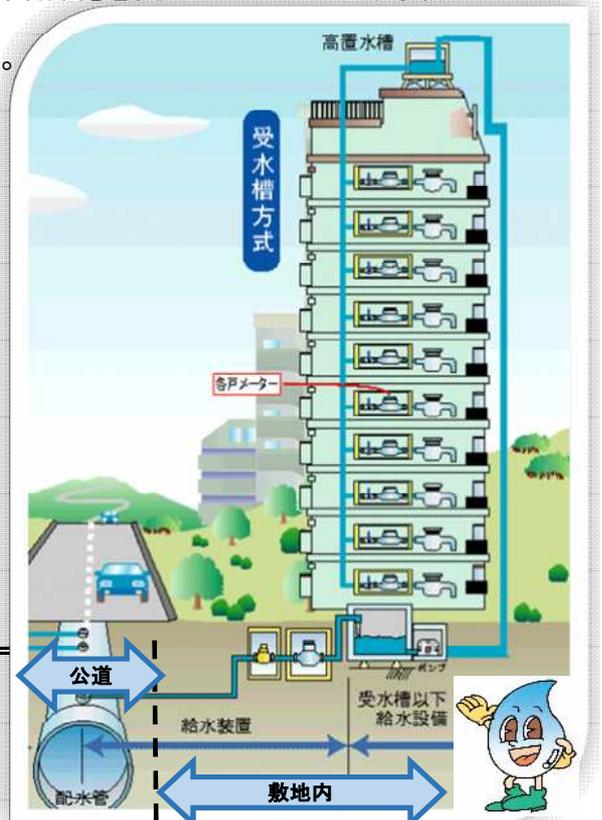
申請書は、上下水道お客さまセンターにあります。

◎設備改修等に伴う費用負担

設備改修等に伴う費用や局指定のメーターの取り付け費用は、すべて建物の所有者又は居住者の負担となります。

◎受水槽以下の設備の管理について

敷地内給水装置及び受水槽以下給水設備(受水槽から各戸の給水栓までの給水設備)の管理(水質及び漏水修理等)は、建物の所有者、総代人または居住者の責任となります。



画像提供:横浜市水道局©

【お問い合わせ先】

上下水道お客さまセンター(場所:小倉北区大手町1番1号)
Tel 093-582-3610

●東部工事事務所(担当区:門司、小倉北、小倉南)
Tel 093-932-5790

●西部工事事務所(担当区:八幡東、八幡西、若松、戸畑) 芦屋町、水巻町
Tel 093-644-7820

集合住宅制度

3階以上の建物に受水槽を設置して給水している場合で、建物の総使用水量を各戸が均等に使用したものとみなして、各戸ごとに水道料金を計算する制度です。

【集合住宅制度の適用となる建物の仕様】

建物の中に住宅(専用)が2戸以上あり、各戸に給水栓を取り付けている場合に限りです。
店舗、事務所、宿直室等の営業の用に供する非住宅や、付帯設備である会議室、共同浴場、散水栓等の共用施設、給水用具のない部屋は、計算戸数の対象としません。

◎制度申請に係る手続き

集合住宅制度の適用を受けるには、設備所有者または各水道使用者の中から選定された総代人から「集合住宅制度適用(変更)申請書」を提出していただき、承認を受けることが必要です。申請書は、上下水道お客さまセンターにあります。

◎水道料金の計算

5戸の水道使用者が、25mmのメーターで2ヶ月200^mを使用した時、集合住宅制度適用と適用でない場合の料金計算は次のとおりとなり、集合住宅制度適用の方が、1戸当たりの料金が安くなります。

➡ 集合住宅制度適用の場合

使用水量200^mを5等分し、1戸当たり40^mについて料金を算定します。この場合、各戸に引き込まれた給水管口径によって料金算定しますので、口径13mmの場合、1戸当たり**4,400円**となります。(給水管の口径が異なる場合は、大きい方の給水管口径となります。)

集合住宅制度適用の場合				
基本料金 (口径 13mm)	従量料金		1戸 当たりの 料金 ×1.10	5戸分 の料金
	1 ^m ~20 ^m 1 ^m につ き10円	21 ^m ~50 ^m 1 ^m につ き122円		
1,360円	200円	2,440円	4,400円	22,000円



➡ 集合住宅制度ではない場合

建物全体が1戸の扱いとされ、料金は38,478円で、この料金を使用者5戸で分担することとなり、1戸当たりは、7,696円となります。

集合住宅制度ではない場合					
基本料金 (口径 25mm)	従量料金				合計 ×1.10
	1 ^m ~20 ^m 1 ^m につ き10円	21 ^m ~50 ^m 1 ^m につ き122円	51 ^m ~100 ^m 1 ^m につ き156円	101 ^m ~400 ^m 1 ^m につ き208円	
2,520円	200円	3,660円	7,800円	20,800円	38,478円



お問い合わせ先

上下水道お客さまセンター(場所:小倉北区大手町1-1)

● 東部工事事務所(担当区:門司、小倉北、小倉南)

● 西部工事事務所(担当区:八幡東、八幡西、若松、戸畑) 芦屋町、水巻町

TEL 582-3610

TEL 932-5790

TEL 644-7820